

令和8年2月18日
子育て課

法改正による保育所等の職員による虐待に関する報告先の委員委嘱（指定）について

1 法改正の背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。

2 改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正（令和7年10月1日施行）し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ① 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ② 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するため必要な措置
 - ③ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ④ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ⑤ 国による調査研究 等

3 対象施設・事業（子ども部所管）

○ 所管行政庁（東京都分）

No.	施設・事業区分	所管部署	施設・事業名等
1	一時預かり事業	子家セン	子ども家庭支援センター一時保育事業
			0歳児一時保育事業
			民間保育園等一時保育事業
		エール	一時預かり事業どれみ
2	病児保育事業	保育課	保育所・企業主導型保育事業の病児・病後児保育事業
3	保育所等	保育課	認可保育所、認定こども園
4	認可外保育施設	保育課	認証保育所、企業主導型保育事業ほか認可外保育施設
5	児童館	子育て課	児童館
6	私立幼稚園	保育課	私立幼稚園（※今後、東京都から市に移管予定）

※エールの児童発達支援事業（通園きぼう）については、別に障害児者施設職員による虐待等の発見時における通報義務等の仕組みに基づいて実施。

○ 所管行政庁（日野市分）

No.	施設・事業区分	所管部署	施設・事業名等
1	家庭的保育事業等	保育課	小規模保育事業
2	乳児等通園支援事業	保育課	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
3	放課後児童健全育成事業	子育て課	学童クラブ
4	子育て短期支援事業	子家セン	ショートステイ事業
5			トワイライトステイ事業

4 虐待の報告主体等について

○ 報告主体

- ・虐待対応の報告先、意見聴取先は次の①または②

①児童福祉審議会(児童福祉法に基づき都道府県は必置、市町村は設置できる規定)

②児童福祉審議会を設置しない市町村においては、「児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって児童福祉法第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるものうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者」

○ 報告事項

① 通報等がなされた保育所等の情報(名称、所在地、施設種別等)

② 虐待を受けた(又は受けたと思われる)こどもの状況(性別、年齢、その他心身の状況)

③ 確認できた虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)

④ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種

⑤ 所管行政庁において行った対応の内容

⑥ 虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

○ 日野市の対応

子ども部所管の会議体(子ども・子育て支援会議及び子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会)から、虐待に関する専門性や学識を持つ委員を委嘱(指定)する。